

〈入院時食事療養費・生活療養費〉

入院したときの食事代等（1食あたり）

所得区分	食費（1食あたり）
現役並み所得者・一般	460円
住民税非課税または低所得者Ⅱ（証の提示をした方）	210円
住民税非課税または低所得者Ⅱ （90日以上入院しており申請を行い、かつ証の提示をした方）	160円
低所得者Ⅰ	100円

65歳以上の方が療養病床に入院したときの食事代（1食あたり）及び居住費（1日あたり）

所得区分	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
現役並み所得者・一般	460円	370円
住民税非課税または低所得者Ⅱ （証の提示をした方）	210円	
低所得者Ⅰ	130円	